

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成22年2月25日(2010.2.25)

【公開番号】特開2008-176390(P2008-176390A)
 【公開日】平成20年7月31日(2008.7.31)
 【年通号数】公開・登録公報2008-030
 【出願番号】特願2007-7015(P2007-7015)
 【国際特許分類】

G 0 6 F 21/24 (2006.01)
 G 0 6 Q 20/00 (2006.01)
 G 0 6 Q 10/00 (2006.01)
 G 0 6 K 19/073 (2006.01)
 G 0 6 K 19/07 (2006.01)
 G 0 6 F 1/26 (2006.01)
 G 0 7 D 9/00 (2006.01)
 G 0 7 G 1/12 (2006.01)
 G 0 6 K 17/00 (2006.01)

【 F I 】

G 0 6 F 12/14 5 6 0 D
 G 0 6 F 17/60 4 3 2 C
 G 0 6 F 17/60 5 1 0
 G 0 6 F 17/60 5 0 6
 G 0 6 K 19/00 P
 G 0 6 K 19/00 J
 G 0 6 F 1/00 3 3 0 D
 G 0 7 D 9/00 4 5 6 E
 G 0 7 G 1/12 3 3 1 F
 G 0 6 K 17/00 L

【手続補正書】
 【提出日】平成22年1月12日(2010.1.12)

【手続補正1】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0006
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【0006】

電子マネー端末は、記憶するデータ量が多いため、ハードディスクなどの不揮発性の記憶装置に記憶している。また、各種暗号鍵も電子マネー端末を停止しても消去されないように不揮発性の記憶装置に記憶している。

これら、不揮発性メモリに記憶されたデータは、電力供給がなくても電子マネー端末内に保持されるため、電子マネー端末が、盗難などされた場合に、内部のデータの漏出を如何に防ぐかが重要な課題であった。

【手続補正2】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0016
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【0016】

ICチップは、CPUを搭載した一種のコンピュータであり、電子マネーシステム1において通貨に該当する電子データであるバリュウの金額を記憶したり、電子マネー端末8から送信されてきた金額変更情報（金額を増減するコマンド）を用いて当該記憶したバリュウの金額に対して金額変更処理を行う。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0070

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0070】

CPU31は、電源断検出回路32から電源断の通知を受信すると、時計部40の計測する時刻により、通知を受けてからの経過時間の計測を開始する（ステップ75）。

経過時間が所定時間内である場合（ステップ80；Y）、CPU31は、外部電源による電力供給が再開したか否かを確認する（ステップ85）。

電力供給が再開した場合（ステップ85；Y）、CPU31は、セキュリティデータを消去せずに、電子マネー端末8を起動する（ステップ95）。

一方、電力供給が再開していない場合（ステップ85；N）、CPU31は、ステップ80に戻る。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0075

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0075】

- 1 電子マネーシステム
- 2 電子マネーサーバ
- 6 電子マネーカード
- 7 携帯電話
- 8 電子マネー端末
- 31 CPU
- 32 電源断検出回路
- 33 バッテリ
- 34 通信制御部
- 35 入出力部
- 36 リーダライタ部
- 37 ROM
- 38 RAM
- 39 不揮発性メモリ
- 40 時計部
- 41 記憶部